

協働環境委員会会議録

令和8年5月18日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：54

【 案 件 】

1. 協働のまちづくりの推進について

【 報告事項 】

1. 飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の策定について （財産活用課）

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「協働のまちづくりの推進について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○市民活動支援課長

「飯塚市協働のまちづくり推進条例」について、概要版を基に説明いたします。資料概要版をお願いいたします。

表紙には、市の花であるコスモスの写真と本条例制定の趣旨を記載しております。本条例は、少子高齢化や核家族化などにより、人と人とのつながりが希薄化する中、市民、自治会・まちづくり協議会などの地域、各種団体などが互いに協力し、協働でまちづくりを進めていくために必要な事項や役割、位置づけを明確にする目的で制定され、令和2年4月に施行されました。

左側になりますが、概要版の裏面となります。上段には、協働の主体であるまちづくり協議会、市民活動団体等の事業概要、具体的な事業例、中段には、期待される協働のメリット・効果、下段には、市からのサポートとして、協働のまちづくり応援補助金（チャレンジing事業）の概要を記載しております。

次のページをお願いいたします。左上、第1条「目的」につきましては、本市における協働のまちづくりの基本理念、市民等、活動団体、市の役割を明らかにするとともに、協働のまちづくりに係る市の支援等に関し必要な事項を定めております。第2条においては、この条例における「協働」「市民等」「市」「地域活動団体」「市民活動団体」「まちづくり協議会」の定義を定めております。

中央部分が協働のイメージ図となっております。まず「市民等」につきましては、市内に居住する方、市内に通勤・通学する方、市内で事業や活動を行う個人や団体を指します。役割として、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、協働のまちづくりに参画することを定めております。

中央左の「市民活動団体」は、市民等が主体となり、同じ目的・テーマを持って運営するボランティア団体、NPO法人、実行委員会などの団体を指します。役割として、それぞれの団体が持つ地域性、専門性を生かし、協働のまちづくりの推進に努めるものとしております。

中央右の「地域活動団体」は、地縁、地域の皆様が任意で構成する活動団体や、一定の地域を単位とする自治会、まちづくり協議会などの組織を指します。役割として、地域内のつながりの構築や、個人では解決できない地域課題への取組を通じて、協働のまちづくりの推進に努めるものとしております。

下段の「市の役割」としては、施策の実施、人的支援、財政的支援など、必要な支援を行うものとしております。市民等、地域活動団体、市民活動団体、市が対等なパートナーとして、協働のまちづくりを推進していくこととしております。

左下になりますが、第11条「協働の推進」では、人権尊重と男女共同参画の視点、第12条「人づくり」では、人材発掘と育成の充実、第13条「情報の共有」では、相互の情報共有、第14条「市職員の意識及び参加推進」では、市職員の積極的なまちづくり参加について定めております。

右下、第15条の「飯塚市協働のまちづくり推進委員会の設置等」につきましては、学識経験者、NPO法人やまちづくり協議会などの活動団体より推薦された委員で構成され、年二、三回委員会を開催しており、課題の抽出と解決、施策の検証と改善、まちづくり推進の全般に関して、協議と情報共有を行っております。なお、この概要版におきましても、本委員会のご意見を賜り作成しております。

以上で、飯塚市協働のまちづくり推進条例の説明を終わります。

続きまして、「まちづくり協議会」について説明します。別添資料「12地区まちづくり協議会の概要」を御覧ください。まちづくり協議会につきましては、ただいま概要を説明いたしました飯塚市協働のまちづくり推進条例第2条第1項第6号に規定しております市内12地区（各地区公民館単位）に設置された交流センターを拠点として、当該地区の市民等及び活動に賛同する団体で構成される協議会のことで、平成24年度中に全12地区で設立が完了しております。

資料の中段右側に構成団体を図示しておりますように、自治会をはじめとする地域の様々な活動団体により構成されており、現在、各地区で盛んに活動が実施され、本市が推進している協働のまちづくりの中核を担っております。

資料下段に記載しております活動事例でございますが、令和5年度より、12地区まちづくり協議会主催の「みんなのまちづくりフェスタ」を開催しております。

また、令和7年度につきましては、令和8年3月20日に、飯塚市合併20周年記念式典と併せて、「みんなのまちづくりフェスタ2026」を開催し、多くの方にご参加いただいております。

なお、本日は、12地区のそれぞれの活動報告を資料として提出しております。詳細の説明は割愛させていただきます。

続きまして、「協働のまちづくり応援補助金（チャレンジing事業）」について説明します。本事業は、市民活動団体や地域活動団体が実施する地域に密着した公共サービスの充実を図るためのまちづくり事業を支援する制度で、令和8年度に要綱を一部見直しております。

対象の団体としましては、活動が継続的に行われる5人以上の団体、市内に活動拠点、活動区域があり、制度的補助等を受けていない団体となっております。

補助の内容につきましては、テーマ型、コミュニティ型は上限15万円、コラボ型は上限20万円、いずれも補助率4分の3以内となっており、採択回数により傾斜を設けております。

次のページをお願いいたします。交付実績としましては、令和2年度、3件、45万8千円、令和3年度、9件、197万円、令和4年度、13件、267万8千円、令和5年度、19件、339万5千円、令和6年度、15件、213万7千円、令和7年度は予算措置なしのため、0件となります。過去5年間で、合計59件、35団体が本事業を活用しており、現在も28団体が継続して地域活動をされている状況でございます。

参考としまして、令和6年度のチャレンジing事業、15件の活動レポートを添付しております。詳細の説明は割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

ただいま説明がありました条例が令和2年4月に制定されました。条例制定で何がどう変わったのか、ご説明をお願いいたします。

○市民活動支援課長

令和2年4月に条例が制定されました。本市におきましては、少子高齢化の進行や人口減少、さらには災害リスクの増大など、地域課題が複雑かつ多様化しております。こうした中で、従来の行政主導による公助のみでは、市民の皆様の多様なニーズに迅速かつ的確に応えることが困難な時代となっております。このような背景から、協働のまちづくり推進条例を制定しております。

この条例は、単に行政と市民が協力するという枠組みを超え、市民等活動団体、そして行政の各主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、対等なパートナーとして共通の目標に向かって連携するための基本ルールでございます。条例の制定により、この協働を組織的かつ継続的に活用、推進する土壌が整いました。市及び市民等活動団体の位置づけ、役割が明記されました。活動が活発化され、共助、協働のまちづくりが進んだと考えております。

○佐藤委員

今、活動レポートも拝見させていただいております。こういう事業をすることは大切ですが、中身が大切だと思うんです。このことによって、何がどう具体的に進んだのか、お伺いいたします。

○市民活動支援課長

協働のまちづくりが進んだ具体例を3点ほど紹介いたします。

1点目、地域課題に応じた多様な活動が広がりました。条例により、市民、団体、行政の役割が明確になったことで、活動団体、自治会やまちづくり協議会等を中心に活動が活発化しました。高齢者の見守り活動や地域福祉の取組、防災訓練、防犯パトロールの定期化、公園、道路の清掃、環境美化活動の拡大など、地域の事情に応じた活動が自発的に生まれ、継続されるようになった点が大きな変化でございます。

2点目になりますが、団体同士の連携が進み、活動の質が向上しました。条例により、「対等なパートナー」という考えが浸透し、これまで個別に活動していた団体同士が連携、参画する動きが生まれました。例えば、子育て団体と学校、まちづくり協議会で行ったこどもマルシェ、地区社協、民生委員とまちづくり協議会で行ったこども食堂、防災組織、自主防犯活動、地区交流センターで行われている避難所運営、NPOや学校、企業ボランティアで行った清掃活動、特に、庄内地区の清掃活動などです。それから、PTA、学校、防犯活動団体、おやじの会の青パト事業であったり、見守り活動等、それぞれの団体が持つ強みで協力、連携することで、単独ではできなかった大きな活動が実現しております。

3点目になりますが、地域が主体となる施設運営への発展、指定管理への移行でございます。二瀬地区、幸袋地区のように、まちづくり協議会が法人化し、交流センターの指定管理者となる事例が生まれております。これは地域が自ら意思決定し、自ら運営し、自ら地域の未来をつくるという協働のまちづくり、地域の自立的な運営体制を構築した一つの成功例というふうになります。以上3点が具体例となります。

○佐藤委員

それでは次に、条例14条に「市職員の意識及び参加推進」とありますが、まちづくりに対する職員の意識改革の必要性をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○市民活動支援課長

ご質問ありがとうございます。大変重要なご指摘だと考えております。市民協働を推進するためにはまちづくりの所管課だけでなく、市全体、各部署で支援体制を整えていく必要性があると考えております。

職員が市民と対等なパートナーとして対話、支援できるよう、先進地の事例、活動団体との意見交換、さらには、まちづくり事業への積極的な自主的参加等を促し、職員の協働意識の醸成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤委員

確かにここが大切だと思うんです。私もフェイスブック等で、イルミネーション大作戦とかの記事を読んでいると、多数の職員の方が手伝いに来ているようです。ただ、この行事が職員の皆さんにどこまで連絡が行っているのか。ただ、いつもの流れから、その職員さんは手伝いに行っているんじゃないかと思うんです。市の職員の方々に、「こういう事業が今度ありますよ。手伝いに行きませんか。」とか、そういうことはまだないと思うんです。

だから、その辺、具体的にどう作戦を練っていくのかも必要になってくると思います。ぜひとも検討していただきたいと思っております。

それでは、今後の展望について、お伺いいたします。

○市民活動支援課長

行政の役割としまして、地域が抱える課題に対して単に支援するだけでなく、地域が自らの力で解決策を見いだせるよう、伴走者として共に働きかけることも重要だと考えております。今後も継続しながら、市民の皆様の主体性を尊重し、対話と連携を重ねることで、「人が輝きまちが飛躍する飯塚市」の実現に向けて、協働のまちづくりをさらに力強く推進してまいります。

○佐藤委員

協働のまちづくりは一朝一夕でなるものではありません。穂波地区のウォーキング、子育てイベント、おやじの会のパトロールなど、明らかに市民参画、協働の形が増えてきていると思います。特におやじの会については、コロナ前は非常に活発に活動していたと思うんですが、やはりコロナ禍で、人のつながりというものが消え行く中、聞くところによると、「おやじの会の全国サミットを飯塚で」という動きも出ております。ぜひともこれには市が協力していただきたいと思っております。

私は、市民の皆様の熱意と行政の支援がかみ合うことで、初めて持続可能な地域社会の実現ができると確信しております。この条例を制定したことで、行政がどう動いていくのか、どう作戦を練って行動していくのが大変大切だと考えております。

今後も継続して、市民の皆様と共に汗を流し、誇りを持って住み続けられる協働のまちづくりの推進をしていただきたいと思っておりますし、今日はこの程度にとどめますが、次の機会には、どう動いていくのか、この条例を制定したことによって、飯塚市として具体的に取り組んでいく方向性について、ぜひとも見解を述べられるようお願いして、私の質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

平成24年から始まって、令和2年に条例ができました。活動実績も、今、課長が答弁されたような形で、非常に進んでいるということは理解いたしました。それで、この協働のまちづくり推進条例第2条の「地域活動団体」として、「まちづくり協議会」というのが出てきます。そのあと、別添の資料で、まちづくり協議会の概要という形で出てきます。第2条では、任意団体、賛同した人の集まりというような形で書いてあるんだけど、12地区まちづくり協議会の概要の中には、「当該地区の市民等及び活動に賛同する団体で構成される協議会」という形で、その構成団体というところを見ますと、ほぼ自治会絡みの構成団体だと思うんです。学校、PTA以外というのは、ほぼ自治会に入っていらっしゃる方が多いのではないのかなというふうに思います。今、自治会自体の加入率がすごく下がっているじゃないですか。ここが今後、やはりこのまちづくり協議会の存続の中で一番大切になってくるのではないのかなと

思うんです。

今後、このまちづくり協議会が存続していくという意味で、今、平成24年から13年ぐらいたっています。だいぶ当初のメンバーの皆さんも高齢化してきて、次の世代の方々が——、という形になってきていると思うんですが、残念ながら、今、自治会をやめられる方というのは非常に多いんです。そうすると、このまちづくり協議会に賛同して入ってこられる方にも情報をなかなか伝えられないし、逆に、入ってこられる方が少なくなっているのではないのかなと思っているんですが、今回の条例は令和2年からあります。第13条に「情報の共有」というのがありますでしょう。こういったところの流れで、やはり自治会加入率は飯塚市の各自治会で問題になっているところだと思いますが、今後どのように進めていかれるかということは、今、計画されていらっしゃるでしょうか。

○まちづくり推進課長

自治会加入率の低下に関しましては、私たちも大変重要な課題であるというふうに認識しております。そういった中で、広報紙の配布について、自治会に加入されていない方の手に届かないといった課題があることも承知しております。

飯塚市では、現在、SNS等も活用しておりますし、そういった分野を通じて、住民へのまちづくり協議会自体の認知度の向上や若者層の地域リーダーの掘り起こし、育成とか、地域活動団体や、先ほどの説明にもありましたように、企業との連携や専門的な知見を持つ外部人材の活用であったり、まちづくり協議会の存在の認知向上に向けた取組を継続的に行っていく必要があると考えております。

令和5年から始めました、まちづくり協議会がどういった取組をしているかというものの事例発表会をお祭り形式にいたしまして、多くの市民の方に、まちづくり協議会がどういった取組をしているかといったものを情報共有するような場も考えておりますし、今後、そういった支援であったり、あと、まちづくり協議会の会長様を集めた、年4回ぐらいの会議を開催しているんですが、そこで、お互いの地域の情報交換をしながら、そういった若者たち、実際、自治会に入っていない方たちを取り込むような取組かつ情報共有を今後も重ねていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

自治会の問題というと、街灯の問題とか、これまでも同僚議員の方がいろいろ一般質問等されてきたと思います。現状、今年度、自治会や隣組をいきなりぞろっとやめられたとかいうような地域もあるということを知っています。飯塚市としてやるべきことは、やはり自治会加入率を上げるということですから、自治会に入りやすいような体制づくりというのを、私は考えていただきたいと思うんです。

例えば、自治会というのは任意団体でしょう。結局、半分以上の方はこの任意団体からもう脱退されているんです。電気代とかというのは、恐らく100%自治会に入っているというのが大前提で、そのまま今の時代の中で、その部分のルールだけは現状のまま昔から変わっていない。でも現状は、自治会には100%入っていない。逆に言うと、半分近くやめられているという状況なんです。そうすると、例えば、自治会長にしても、隣組長にしても、自治会に入っていないところに「電気代ください」とか——、例えば、その地区が開発地区で、公園がありますよね、飯塚市所有の公園は、その当時はその地域で見てくださいという話だったものが、今、世代が代わって、新しい人もそこに入ってきている方もいらっしゃるわけなんです。そうすると、そういったところの人たちはそういう状況を知らないまま来ているわけ。自治会にも入っていない。それを隣組長が、「ここは公園の維持費代でこれだけ必要なんです」というのは、さすがにきついと言われるんです。隣組長がそこまでやらなくてはいけないということになると、やはり、もう、自治会にいる意味がないというのが、現状で私たちが聞いている声なんです。

ここに、飯塚市がどれだけ寄り添っていけるかということが、私は自治会加入率が上がるのか下がるのかのところではないのかなと思っています。やはり、その一番大きな団体がまちづくり協議会ですが、ご存じだと思いますけども、根本のところは崩れていくと、一番大きいところが、やはり崩れていってしまうというのが今、現状として、すごく各地域で出ているのではないのか。なので、このあたりの電気代等、やはりそういった今までは任意団体ができたところが、できないでしょう。皆さん自治会に入っているんだしたら、「電気代をお願いします」と言えます。でも入っていない方からは「私は任意団体に入っていない。何であなたを取りに来るの。」と言われたときに、言いようがないんです。そういう現状があるもので、やはり隣組長もやりたくない。やっても、結局自分に全部責任が帰ってきて、非常に厳しいんだというような意見があります。ここは、行政の皆さんと情報を共有したいところだと私は思っています。問題点ではないだろうかと考えています。

この辺を、現状、時代は確かにもう変わっているんです。だから、自治会加入率もこれだけの今の状況で増やしていくといったとき、どうしたらいいのかということでもう少し、自治会の現状というの——、あと、よく、「自治会に入って何のメリットがあるんですか」と言われます。そこに関しては、以前、「いろいろとこういうメリットがあります」というのを出示していただきましたし、実際、災害とかが起こったときにも、やはり各近所の地域の方の状況が分からないと、やはりどう援助するのかということも決まってくるし、やはりこういったことが非常に大切なことだと思っています。そのためにも、入りやすいような状況というのを、まずつくっていただきたいと思っています。ですので、この今の自治会は何で入らないのかというのをもう少し深く入っていただいて、こういう現状なんだというところをひとつ考えていただきたい。

それと、やはり任意団体なので、強制力がないんです。そこを市としても、自治会は任意団体なんだというところをもう少し考えていただければと思います。そうすると、今後のまちづくり協議会自体もいろいろと——、ここにまた入ったら、飯塚市民としていいことがあるんだというのも市民も分かると思いますので、僕はそこが一番の問題点だと思っていますので、ぜひ、せっかくこの委員会もあるわけですから、この1年間のうちに、現状の把握と今後の対策というのを考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○まちづくり推進課長

質問委員の言われるとおり、私たちも自治会の会議等に参加させていただいた際に、そういった自治会長さんたちの意見等を確認しております。今後の自治会運営の維持のために、行政も一緒になって考えていきたいというふうに考えておりますので、今、私たちがやっている部分については、若い世代の方に自治会の大切さを認識していただくために、小学校での自治会の出前授業や、先ほど、まちづくりフェスタの話もさせていただきましたが、そういったイベント等で、自治会加入率向上に向けた取組であるとか、また昨年になりますが、菰田のゆめタウンの中で、自治会加入の歌、飯塚市オリジナルでつくった歌があるんですけども、その歌をモチーフに、ダンスイベント等も開催しております。

そういった若い子どもさんから自治会の大切さを認識していただくための取組を進めながら、どうしたら自治会の加入率が上がるのかというところがまだ課題ではございますが、そこは皆様の情報とかも確認しながら進めていきたいというふうに思っております。

○兼本委員

分かりました。結局、やはり一般質問等で、街灯の問題等もこれだけ出ているわけですから、やはり問題点というのはある程度、若い人たちにも当然自治会の在り方というのは知ってもらわなくてはいけない。でも、その前に自治会がなくなってしまうというふうなことはない。

なので、現状の課題をやはり、行政ができるところ、住民ができるところというところで、住民からも自治会長を通して、こういう問題があるんだよというところがあるわけですから、ここ

をいかに迅速に解決するかという方法というのを一緒になって、早急に考えていていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

本年4月から、市民交流プラザがあいタウンからコミュニティセンターのほうに移りました。令和7年3月議会で、移転の条例が可決されて、1年後に移ったわけなんだけれど、昨年の条例の提案のときの状況を見ると、場所が変わるんだけど、やることは変わらないというのが、大方の理解だったんです。ところが、残念ながら、4月になって、非常に使い勝手が悪くなったという話をよく聞くんです。現状、条例の上では、開館時間とかも変わっていないですよ。だけれども、現実ではそのような状況にないという話をお聞きします。どのような状況にあるのか、何が変わったのか、ご説明いただけますか。

○市民活動支援課長

市民交流プラザにつきましては、4月からコミュニティセンターの3階に移転して運営しております。今、委員がおっしゃるように、移転後につきましては開館時間も変わっておりません。ただ、コミュニティセンターが休館になる日はお休みになるという点が変更点でございます。

あと、今、登録団体の方からも言われているんですけど、夜間の利用について、職員が通常はいるんですけど、4月からはコミュニティセンターの警備の方をお願いして、1階の受付を経て利用するというふうな形態になっております。

あと、施設の共同利用の観点から、減免を受けて、コミュニティセンターの会議室、男女共同参画推進センター「サンクス」の会議室を利用させていただいているところでございます。その事務手続の部分が少し面倒であるとかいうふうなご意見を頂いているところでございます。大きな変更点はその点でございます。

○江口委員

特に困っておられるのは、夜に行って使おうと思っても人がいないので、そのときの手続が非常に煩雑であるというか、もう、実質的に使えないと判断されている団体も複数お聞きしているんです。使用状況としては、1か月半ぐらいなんだけれど、それを比べたりしたことはございますか。

○市民活動支援課長

具体的な数字はまだ集計が終わっていないんですけど、実際、会議室は以前の登録団体の方が継続して利用されております。夜、人がいないというのは、プラザ内の職員は5時15分で帰る態勢をとっております。それ以降につきましては、ほかの館と足並みをそろえるところで検討しました結果、下の警備室に職員が在中していますので、そこを経て、会議室等々を利用する状況でございます。どうしても、一般利用のフリースペースの利用が、土日等々は、結構、学生さんとかが利用しております。多い状況でございますが、具体的な人数についてはまだ集計しておりませんので、この場でお答えすることはできません。

○江口委員

例えば、急遽会議を開かなくてはいけなくなると、7時に集まって会議をしようという形になったと。そのときに、今まで、前のあいタウンのときでは、交流プラザのほうにお伺いして、部屋が空いていたらそこで借りる手続をして借りられた。今はどうなりますか。同じように、7時にお伺いして借りられますか。

○市民活動支援課長

現状では、すぐにお貸しすることができない状況でございます。どうしても、減免申請の関係がございますので、事前に予約を取っていただきまして利用するというふうな使用方法にし

ております。

ただし、フリースペースにつきましては、夜までずっと開いておりますので、そこで小会議をする、大体20名ぐらいはできますので、一応、団体さん優先になっておりますので、そちらをご活用いただきたいというふうに思っております。

○江口委員

僕らのほうがきちんとそこら辺を確認しなかったのも悪いかもしれないんだけど、あの条例の出し方でいうと、基本的にやることは変わらない、場所が移っただけだと。逆にあのときは、コミセンの多機能化とか、そういった言葉を使った上で、ある意味、今よりもよくなっているというイメージで出されたわけです。

ところが、現実では、減免手続どうのというような形で、非常に使い勝手が悪くなっている。これについては早急に対応していただかなければならないと思っています。減免手続が必要なのかどうか、部屋の部分を所管替えるとか、そういうところも含めて——、市民交流プラザは、ある意味、協働のまちづくりを支える基盤としてつくったわけでしょう。であるならば、最低でも前と同じような形で使えるようにしていただくのは必須だと思っています。

次回までで結構なので、詳しく、交流プラザがどういうふうに状況が変わったのか、大きな変更点についてはご説明があったんだけど、今まではロッカーが置いてあって、団体の資料とかを置いて、そこでやり取りができていたというのができなくなったという話もお聞きしております。そういった細かなところも含めて、使用状況であるとか、何が変わったという部分等々についてご報告していただきたい。併せて、改善のほうを早急に検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の策定について」報告を求めます。

○財産活用課長

飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の策定についてご報告いたします。

まず、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画概要版」の資料を御覧ください。これは計画のうち、2ページから10ページまでを概要としてまとめておりますので、こちらで説明させていただきます。

初めに、「Ⅰ. 実施計画とは」において、計画の目的、対象範囲・期間を記載しています。本計画は、昨年12月に策定いたしました第3次公共施設等のあり方に関する基本方針、これは総務省が各自治体での策定を要請しております公共施設等総合管理計画としても位置づけるものですが、この基本方針では、人口減少や財政状況の変化を見据え、公共施設の総量や配置の適正化、施設に係るコストの最適化、適正な受益者負担の実現などを目標として掲げており、この基本方針に沿いまして、インフラを除くすべての公共施設について、施設ごとの個別方針を定めるものとして、計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間としております。

次に、「Ⅱ. 施設の概要と課題」についてです。まず、「建物の劣化診断結果」につきましては、今回、93施設を対象に診断を実施し、AからDの4段階で評価を行っておりますが、前回、令和2年度の調査時から築年数が経過した施設が多く、全体としては評価が下がってい

ます。

「施設カルテ」につきましては、施設ごとに、延床面積、劣化状況、稼働率、耐震状況などの基礎情報を整理したものを施設カルテとして取りまとめ、分析を行うことにより、公共施設の最適化を進めてまいります。

「実施計画における課題」につきましては、人口規模や財政規模に応じた公共施設の適正化、施設に関するコストの最適化、適正な受益者負担の実現の3つを掲げております。

これらの課題を踏まえ、ページ右側の「Ⅲ．第4次実施計画」に「最適化に向けた全体方針」として6つ、「①総量の最適化」、「②配置の最適化」、「③運営主体の最適化」、「④運営方法の最適化」、「⑤空きスペースの有効活用」、「⑥跡施設・跡地の有効利活用」を示しています。

また、「長寿命化方針」として、長寿命化が適合すると判断した建物の目標使用年数を設定し、効率的な施設整備やメンテナンス費用の削減により、コスト削減を図っていくこととしますが、総量の最適化や跡地の利活用も考慮しながら進める必要がございます。

最後に、「計画の達成の進捗管理」として、施設カルテは毎年更新することで進捗状況を把握し、進捗管理については、定期的に内外部での評価を実施していくこととしております。

次に、10年間で4万5千平方メートルとしております縮減目標について、前回の基本方針及び実施計画との関係も含めてご説明いたします。公共施設等のあり方に関する基本方針及び実施計画における公共建築物の縮減目標の資料を御覧ください。

まず、平成28年1月に策定いたしました第2次公共施設等のあり方に関する基本方針では、縮減目標の設定根拠に記載しておりますように、将来維持更新費と確保可能な財源を試算し、今後30年間で不足する費用を算定いたしまして、これを公共建築物の建替・改修単価で割り、今後の30年間で延床面積約70万平方メートルを約19.3%、約13万5千平方メートル縮減し、約56万5千平方メートルとする目標を掲げ、この計画期間のうちの最初の10年間で、約4万5千平方メートルの延床面積を縮減する目標を設定しておりました。しかしながら、お手元の資料の左側中段にございますとおり、平成29年7月に策定した第3次実施計画における令和6年度までの実績は、公共施設等（一般）で、1万3196平方メートル、市営住宅で5686平方メートル、合計で1万8882平方メートルの縮減にとどまっており、全体目標4万5千平方メートルに対して大きく遅れをとる結果となっております。この遅れを真摯に受け止めつつ、次期計画となります右側上段、令和7年12月策定予定の第3次公共施設等のあり方に関する基本方針では、第2次方針における縮減目標の考え方を引き継ぎ、現時点のデータを反映して今後20年間で不足する費用を再計算いたしました結果、前回同様の約4万5千平方メートルの延床面積を縮減する目標を設定しております。

「前回の目標を達成していないのに、同じ目標でよいのか」と思われるかもしれませんが、縮減目標の設定根拠の①にお示ししておりますように、10年前と比較して人口が減少していく速度が緩やかになっていること及び長寿命化対策を実施した場合での試算を行っていることが今回の縮減目標設定の要因となります。ただし、建替・改修単価の高騰により、本市の財政負担の危機感が高まっており、今回の目標につきましては、必ず達成するよう取り組んでいく必要があります。このことから、その下段、今回報告しております第4次実施計画では、各個別施設の最適化方針における廃止、休止、一部削減等を積み上げまして、全体の削減目標を4万4794平方メートルとしております。

前回計画で最大の課題となりました市営住宅につきましては、飯塚市公営住宅等長寿命化計画との整合性を図りながら、全体目標の約6割を占める2万8336平方メートルの削減目標を掲げております。表の右側に、削減目標の対象施設名と最適化方針をお示ししておりますが、この中には、前回計画に上げていたものの実施に至らず、改めて計上しているものも含まれております。なお、平恒保育所は条例上、既に廃止となっているため、施設カルテはありません

が、用途廃止の手続が完了しておらず、目標数値のみ計上しております。

次に、飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の本編の説明に移らせていただきます。本編資料の11ページを御覧ください。施設カルテの項目について説明いたします。

「①建物の概要」では、基本的な情報に加え、人口推移の見通しを記載しています。また、防災拠点などの情報やバリアフリーの適合状況を記載しております。「②運営の状況」では、運営方式、年間利用者数や開館日数などの運営の状況を、「③令和6年度の収入支出の状況」では、利用料収入や人件費、需用費や委託料などの支出を記載しております。「④増改築等の状況」では、過去の増改築等の情報を、「⑤脱炭素等の状況」では、各施設の年間の炭素排出量を記載しています。これらのデータを基に12ページの「2. 評価の概要」におきまして、「①主要評価」、「②財務評価」、「③利用評価」を算出しております。

「①主要評価」では、施設の立地や品質に関する評価項目を、「②財務評価」では、総支出に対するコストや受益者負担率など施設の財務に関する指標を記載しており、劣化診断結果を除き、同じ分類施設における各項目の平均値と比較して、「平均以上」または「懸念なし」をA、「平均以下」または「懸念あり」をBという形で評価しております。「③利用評価」では、利用者数や稼働率などの施設の利用実績を示すとともに、重要度及び満足度の欄につきましては、第3次基本方針策定の過程で実施しました市民アンケートにおける同じ分類施設の中での評価を記載しております。

次に、下段の「3. 最適化方針」では、まずこれまでの実施計画における最適化方針・進捗を記載し、その下に今回計画における施設の最適化、運営の最適化、廃止後の最適化の方針について記載しております。

次に、13ページを御覧ください。削減面積の合計は先ほどの資料で説明しましたとおり、4万4794平方メートルでございます。

14ページから16ページにかけては施設カルテの目次となっており、17ページ以降には施設別のカルテを掲載しております。協働環境委員会所管の施設カルテは全55件ございまして、このうち、主なものについてご説明します。

37ページ、整理番号11の集会所について、「移譲」や「廃止」により一部削減することとしております。

45ページ、整理番号15の鎮西交流センターから69ページ、整理番号27の穎田交流センター別館までの13件について、運営主体の最適化として、まちづくり協議会等の地元団体による指定管理者制度導入を検討することとしています。

また、そのうち61ページ、整理番号23の筑穂交流センターについては、大ホール、中研修室、調理実習室の機能移転を含め検討することとしています。

147ページ、整理番号66の穂波B&G海洋センターについて、存廃の方針を「休止」とし、延床面積を100%削減としております。

149ページ、整理番号67の筑穂体育館、151ページ、整理番号68の庄内体育館、159ページ、整理番号72の穎田グラウンド、161ページ、整理番号73の筑穂グラウンド、165ページ、整理番号75の庄内グラウンド、177ページ、整理番号81の庄内野球場、179ページ、整理番号82の穎田野球場について、いずれも指定管理者制度の導入を予定もしくは検討しております。

183ページ、整理番号84の穂波市民プールについて、存廃の方針を「休止」とし、延床面積を100%削減としております。

189ページ、整理番号87の穎田テニスコートについて、存廃の方針を「廃止」としております。

191ページ、整理番号88のサンビレッジ茜、193ページ、整理番号89の穂波艇庫について、いずれも存廃の方針を「休止」とし、延床面積を100%削減としております。

201ページ、整理番号93のグラウンドゴルフ場について、指定管理者制度の導入を予定しております。

329ページ、整理番号157の飯塚市立岩人権啓発センター、331ページ、整理番号158の飯塚市穂波人権啓発センター、333ページ、整理番号159の飯塚市筑穂人権啓発センターについては、3施設を移転・統合することとしております。

以上、簡単ですが、飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の策定についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、本報告事項の具体的な施設等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。